

議案第141号

ノートパソコン及び薄型軽量ノートパソコンの取得について（総務局ほか10所属分）

庁内情報利用パソコンの機種更新をするため、次の機器を買い入れる。

1 物 件	ノートパソコン	1,787台
	薄型軽量ノートパソコン	325台
2 契約の相手方	東京都港区芝3丁目8番2号芝公園ファーストビル	
	リコージャパン株式会社	
3 契 約 金 額	171,498,624円	
4 納 入 期 限	令和6年2月29日	
	令和5年9月15日提出	
		大阪市長 横山英幸

説 明

ノートパソコン及び薄型軽量ノートパソコンを買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

(議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。